

論文

東京大学における「教養学部のあり方」論の変遷 —東大紛争以前の三つの委員会を中心に—

平 井 正 人

1. はじめに

本稿では、南原繁総長時代の新大学制実施準備委員会（1947年6月30日～1950年1月30日、全66回）、茅誠司総長時代の大学制度審議会（1958年5月27日～1961年11月28日、全23回）、大河内一男総長時代の総合計画委員会（1964年5月1日～1968年5月27日、全35回）という、東大紛争以前に開催された三つの委員会で展開された「教養学部のあり方」論の変遷を辿ることで、南原繁が強く打ち出し、玉蟲文一が実現しようとした教養学部の理念が、「一般教養」・「一般教育」・「リベラル・アーツ」をめぐる概念上の混乱も相俟って、ドイツ・モデルの強い影響下で成立した歴史的経緯を持つ本郷諸学部と衝突する度に妥協を余儀なくされた結果、アメリカ・モデルを志向する駒場側の絶えざる抵抗にもかかわらず、徐々に後景に押しやられていったことを示す。

従来までの研究では、一方では、日本型「教養」に関しては、筒井清忠¹や竹内洋²のように、「文化」としての教養主義が、他方では、日本の「一般教育」に関しては、土持ゲーリー法³や吉田文⁴のように、「制度」としての一般教育が、それぞれ別個に論じられてきた。その理由は、吉田に見られるように、「第二次世界対戦以前における大正教養主義の風潮や旧制高校における教養主義と、新制大学における一般教育の理念との間には断絶がある⁵」と見なされる傾向があったからである。

しかしながら、東京大学教養学部の歴史を考える場合、両者を結びつけることが不可欠であるように思われる。なぜなら、河合栄治郎や三木清の「政治的教養」の流れを汲む南原繁が打ち出した「一般教養」と、その南原自身が「東大に新しく設置される教養学部に来てほしい⁶」と要請した玉蟲文一が取り組んだ「一般教育」は、「近代科学が技術化・専門化を深めていった結果として、科学者たちが全体を見わたす判断力を失ない、全体戦争に協力することになった⁷」という共通認識を介して、融合したように思われるからだ。

そもそも、「一般教養」と「一般教育」は出自の異なる概念である。荻部直が指摘するように、南原の「一般教養」は「近代ドイツ型の“Bildung”あるいは十九世紀英国の“culture”に拠っている⁸」のに対して、玉蟲の「一般教育」はアメリカの“General Education”に由来する。それにもかかわらず、「一般教養」と「一般教育」という本来は全く異質な概念が、南原と玉蟲が共有していた「全体を見わたす判断力」に結び付けられ、東京大学教養学部の理念として位置づけられることになったと考えられる。

こうして、「一般教養」と「一般教育」のシンクレティズムである東京大学教養学部は、ドイツの大学とも、アメリカの大学とも異なる、独特の形態をとることになった。そこから、「大学『一般教育』の出現は、戦後の学校制度改革が生んだ最大の混乱である⁹⁾」といった批判が生じる。館昭によれば、「一般教育」と訳された“General Education”は「普通教育」に他ならない。「高等普通教育」を担う主体は、日本では高等学校だが、アメリカでは大学である。「普通教育」とは異なる「一般教育」なるものは、アメリカには存在しない。

しかし、たとえ「リベラルアーツを教養、ジェネラル・エデュケーションを一般教育と訳すことは、ほとんど誤訳に近い¹⁰⁾」としても、この世には創造的誤訳というものも存在する。「従来のいわゆるスペシャリストではなく、むしろジェネラリストの養成を目指した」教養学科は、単なる「普通教育」の枠を超えた、地域研究や国際関係論といった学際分野を生み出した。中でも、玉蟲が提案した科学史・科学哲学コースは、「あまりに専門分化した現代自然科学の総合を目指す」という「一般教育の理念の一つ」に立脚している¹¹⁾。

このように、「文化」としての教養主義と「制度」としての一般教育は、東京大学教養学部という実験室の中で、南原と玉蟲を触媒として、ある種の化学反応を起こしたと考えられる。しかし、その詳細を論じることは本稿の射程を大きく逸脱するので、別稿に譲ることにするが、東京大学における「教養学部のあり方」論の変遷を考えるに際して、「教養学部の理念」が南原の「一般教養」と玉蟲の「一般教育」の交雑から生まれたことに留意する必要があるように思われる。このような特異性が、本郷諸学部の無理解を招いたからである。

本稿で扱う史料は、南原繁総長時代（1945-1951）の新大学制実施準備委員会、茅誠司総長時代（1957-1963）の大学制度審議会、大河内一男（1963-1968）総長時代の総合計画委員会の議事録であり、それぞれの会議の中で、とりわけ「教養学部のあり方」が論じられている箇所を焦点を絞って検討する。それによって、「進学振分け問題」や「学生数の急増問題」といった運営上の問題に直面する度に、本郷諸学部からの圧力を受け続けた結果、南原＝玉蟲型の「教養学部の理念」の独自性は背景に押しやられ、「一般教育」は単なる「基礎教育」へと変質しようとしていたことが明らかとなる。

2. 新大学制実施準備委員会（1947年6月30日～1950年1月30日、全66回）

本委員会は、「憲法改正、始め各般の改革」が行われた結果、「教育に関しても各種の法令が定められ、新たな出発をすることになった」ことを受け、南原が会長となって、「本学として具体的な実施について、大学自体の構想を協議」するために設置された¹²⁾。議論すべき点として、(1)「現高等学校の課程の一部を取り入れること」、(2)「これに伴う学生定員、設備等」、(3)「学術の水準を維持するために大学院の拡充」、(4)「それと関係して学科内容の改革、学部の構成」、(5)「大学院と学部とのバランス」が提示された¹³⁾。中

でも問題となったのが、「ゼネラル・カルチャー〔一般教養〕」である。

新制大学で「一般教養」を重視するという結論は、本委員会の開催前にすでに決まっていたようである。土持が明らかにしたように¹⁴、1946年3月25日に民間情報教育局で行った講演で、南原は新制大学では“General Culture”を重点化すると述べている。同様に、荻部が指摘するように¹⁵、1945年11月に行われた「新日本の建設」と題したスピーチで、南原は人々が「政治的教養」を身につけることの重要性を説いている。それによって南原は、河合栄治郎や三木清と同様に、大正教養主義に欠けていた「実践」の要素を含む、新しい「一般教養」の必要性を認め、それを新制大学の基礎に据えようとしたのだった。

第3回から第6回にかけて、「大学四年の中にゼネラル・カルチャーを具体的にどう按配するか¹⁶」が検討される。新制大学で「一般教養」を重視することは、1946年8月の「教育刷新委員会」において決定済みで¹⁷、本委員会の論点として提示されたのは、「一カ年で終了するか、二カ年に亘るか」、「一年でやるか四年の間でやるか」、「学生を共通で教育するか、学部毎に教育するか」といった論点に絞られた¹⁸。従来までの「職業教育」を想定していた本郷諸学部にとっては寝耳に水であったようだ。この時の決定が、すでに問題の火種を内包しながら、後の「教養学部のあり方」論の枠組みを規定することになる。

新制大学に「一般教養」を組み込むため、南原は「完成教育」の意味を意図的にスライドさせる。「教養科目」を二年間とすることが決まると、理学部の岡田要は残り2年で「専門学」を施すことは困難であると苦言を呈する。「理学部では後期二年だけでも出来る。然し農学、工学は完成教育だから困難と思う¹⁹」。それに対して、南原は「この大学では、専門教育の完成教育という考えを切り替えたい²⁰」と明言する。旧制大学は「職業人」の完成を目指したが、新制大学は「社会人」の完成を目指す。このときの軋轢は、「教養課程と専門課程との間のカリキュラムの調整」という問題に発展することになるだろう。

前述したように、南原の「一般教養」は、玉蟲の「一般教育」と同様に、「全体を見わたす判断力」によって特徴づけられる。それを学生に身につけさせるためには、「専門学」のあらゆる介入から「一般教養」を守らなくてはならない。経済学部が望むように、「学生を各学部に分属させる」とすれば、各学部の「色」が「一般教養」に付くことは避けられない。それゆえ、南原は「共通の点は各学部の色づけないこと。人文、自然に分ける位のことではしても学部毎には分けない²¹」ことを重視し、「教養学部」を創設することに賛同した。しかしながら、「ある学部に志望者が集中する²²」という問題は過小評価されてしまった。

南原の心はすでに決まっていたが、本郷諸学部からは議論百出であった。それゆえ南原は「特別委員会」を開き²³、「①全部学部の区別なしに教育する。②人文・自然系に二分して教育する。③各学部毎に分けて教育する」という三つの方法のうち、「区別なく一つのコースで教育することに決定」する²⁴。同じく特別委員会で、「文科系」が第一類（法、経の志望者）と第二類（文の志望者）に、「理科系」が第一類（物理化学を主とする者）

と第二类（生物学を主とする者）に分けられ、「一本でとる」と「学部ごとにとる」の間が採られた形となった²⁵。この分け方も、志望者の多寡というよりも、当時の常識に即したものである。

南原は「一般教養」の理念を「教養学部」の形で実現しようと力を尽くす一方で、現実問題に関しては驚くほど無頓着であった。荊部が指摘するように、「その『教養』教育の内容を、いかなる方針で方向づけるのか。そこにふみこむと、南原の議論は、とたんに曖昧になる²⁶」。おそらく、南原には「一般教養」を身につけるためのカリキュラム等に関する具体的なイメージはなかったのだろう。そもそも、「教養」は旧制高校のカリキュラムには組み込まれておらず、大正教養主義は「読書」という課外活動によって花開いたのであった。南原は教養学部という「箱」を作ったが、その中身を考える仕事は玉蟲らに引き継がれた。

1942年から武蔵高校で教頭を務めていた玉蟲文一は、1949年2月半ば、南原から「東大に新しく設置される教養学部に来てほしい」と要請される。1946年初頭、文部省から届けられた *Report of the United States Education Mission to Japan* を「むさぼるように」読んだ玉蟲は、「科学者や技師も、社会人としての的確な判断と行動ができるために、大学や専門学校の中に General Education (一般教育) を加うべき²⁷」という勧告に心打たれ、大学基準協会の一般教育委員会委員など、「一般教育」の推進に尽力した。南原が玉蟲を呼び寄せたのは、自らの「一般教養」と玉蟲の「一般教育」が共鳴し合っていたからであろう。

南原の「一般教養」の理念を「一般教育」というカリキュラムに落とし込むことが、教養学部での玉蟲の使命となった。1950年11月、大学基準協会からの要請に従い、玉蟲は「新制大学における一般教育の問題に関してアメリカの諸大学の状況を視察してわが国の大学の参考に供する²⁸」ために渡米する。それを受けて、新大学制実施準備委員会で南原を支え、初代教養学部長となった矢内原忠雄は、玉蟲に「教養学部における一般教育についての研究を推進するように委託」するが、「多忙な教授たち」に「改めて一般教育とは何か、その教授法はいかにあるべきか²⁹」を考える余裕はなかった。大学設置基準が定める通りに「一般教育」が教授される傍ら、「教養学部問題」の火種は大きくなっていく。

3. 大学制度審議会（1958年5月27日～1961年11月28日、全23回）

大学制度審議会は茅誠司（1898-1988）によって主催され、主として4つの問題が検討された。すなわち、(1) 全学の教育、研究制度の在り方、(2) 大学の運営、(3) 研究所の問題、(4) 福利厚生施設である³⁰。中でも、(1) 全学の教育、研究制度の在り方において、第一に検討すべき問題として挙げられているのが、「教養学部の在り方」である³¹。もっとも、事の発端は「ある学部では進学の志願者が余りないが、ある学部には志願者が殺到して志望通り進学できない³²」という状況であり、南原が先送りにしていた「ある学部

志望者が集中する³³」という危惧が、いよいよ全学的に対応すべき問題として浮上したのだ。玉蟲は教養学部から出席し、本郷諸学部と激しい論争を繰り広げることになった。

喫緊の課題は「進学の不円滑の問題³⁴」だった。農学部、教育学部、経済学部で、定員割れが続いていたのだ。新大学制実施準備委員会の決定に基づき、文科一類は「主として法学部、経済学部」、文科二類は「主として文学部、教育学部」、理科一類は「主として工学部、理学部の内非生物系科学」、理科二類は「主として農学部、理学部の内生物系学科、医学部、教育学部体育学科」と定められていた（なお、教養学部教養学科にはいずれの科類からでも進学可能だった³⁵）。その結果、文科一類では法学部に、文科二類では教養学科に、理科二類では医学部に、志望者が殺到した。法学部に落ちて経済学部に入った学生は、「勉学の意欲」に難がある。医学部に落ちた学生は、農学・獣医・畜産で仮面浪人する有様である。

その解決策として、農学部、教育学部、経済学部、医学部が主張したのが、「縦割り」の導入である。つまり、「学生を各学部に分属させる」ことで、定員割れを防ごうというわけだ。これに対して、「一般教育」の推進者である玉蟲は真っ向から反対する。「縦割りを厳密に実施する場合には、教養学部が学部として存在し得なくなる可能性³⁶」が生じるからだ。そもそも、南原が「横割り」を主張したのは、「全体を見わたす判断力」を学生に身につけさせるためであった。あらかじめ専門を決めてしまうと、幅広い「教養」を得ようとする意欲が消沈してしまう。そうなる、教養学部の使命を十分に果たすこともできなくなってしまうだろう。こうして、大学制度審議会は「縦割り・横割り論争」の舞台となった。

議論が紛糾する度に特別委員会を設置するというのが、新大学制実施準備委員会の頃からの常套手段であるらしい。茅は「教養学部問題の専門委員会」の設置を提案する³⁷。ただし、今回は立場が逆転している。かつては「一般教養」を推進する立場の南原が強権を発動したが、今度は「縦割り」を擁護する茅が采配を握った格好である。「駒場と本郷との連絡をよくする点ではおよそ一致している。タテワリもそれほど多くの意見はなく、五種類くらいであろう³⁸」。それに対して、玉蟲は「新制大学の本質論が足りない、教養学部問題は一般教育の問題であるから、この点を議論せよ³⁹」と主張するが、「一般教育は大切であるが、抽象論はあまり意味がない⁴⁰」と一蹴されてしまう。その後の議論は「教養学部問題の専門委員会」として新たに設置された第一専門委員会（1958年7月11日～1962年1月30日、全31回）に持ち越されることになった⁴¹。

第一専門委員会では科類改変問題が議論され、縦割り色の強い「甲案」と横割り色の強い「乙案」が提案された。多数派の「甲案」は、文科を第一類（文学部）、第二類（法学部）、第三類（経済学部）、第四類（教育学部）、第五類（教養学部教養学科）とし、理科を第一類（工学部・理学部・薬学部）、第二類（理学部・薬学部）、第三類（農学部）、第四類（医学部医学科）とする⁴²。それに対して、少数派の「乙案」では、文科一類は「主として法

学部・経済学部」、文科二類は「主として文学部・教育学部」、理科一類は「工学部」、理科二類は「農学部」、理科三類は「医学部医学科」を主としつつも、「一部は理学部・薬学部に進み得る」とする⁴³。特別委員会を開いてもなお、駒場と本郷は合意に達しなかった。

駒場と本郷の対立の根幹にあるのは、本郷のドイツ・モデルと駒場のアメリカ・モデルを、それらは互いに相容れないにもかかわらず、無理やり接合しようとすることで生じる齟齬であった。「新制大学への移行に際し、上の方は旧体制（ドイツ型）を在置し、下の方は新体制（アメリカ型）に切り替えられ、そのしわが教養学部によっている⁴⁴」。教育学部の宗像誠也のように「新制にふみきった以上は、一般教養に四年を費し、その上に専門課程を乗せるのが筋である⁴⁵」として、アメリカ・モデルの貫徹を支持する立場もあれば、工学部の吉識雅夫のように、「専門別のグループ毎に分ける案も考えられる⁴⁶」として、ドイツ・モデルのさらなる徹底を主張する立場もあった。

突破口を開くべく、1959年9月22日、茅は「総長私案」を発表する。「前回の審議会以後関係学部の方々と懇談の会合を数回もったが結論は得られなかった。この際何らかの私案がなければ進まないのではないかと考えた⁴⁷」。「それにつき各学部、研究所で非公式に討論してもらい本日（二十二日）その結果を報告していただくということで運んできた⁴⁸」。このままでは埒が明かないので、茅が根回しを行ったわけである。「総長私案の内容は、文科系を甲案乙案の中間をとった案（文一—法学部進学者、文二—経済学部進学者、文三—文学部教育学部進学者、の三類とし、それぞれに教養学科進学者二十名宛の枠を割り当てる）とし、理科系は乙案そのままとした⁴⁹」。教養学部は難色を示すが、「政治的折衝⁵⁰」を経て、とうとう容認する。本郷と駒場の軋轢は解消されないまま、本審議会は幕を閉じた。

大学制度審議会で浮き彫りになったのは、本郷と駒場の間で「一般教育」に期待するものが大きく異なっているということだった。「基礎教育」と「一般教養」という二つの要素が、「一般教育」という単一のラベルで言い表されているのだ。玉蟲が整理しているように、「教養学部における教育を一色に考えるべきではなく、基礎教育の面と一般教養の面を分別し、前者の面では相互の連絡調整になお努力を払うことによって大学教育の一貫性をみだしつゝ、後者の面では教養学部にかかせるべきである⁵¹」。本郷諸学部は「基礎教育」を、教養学部は「一般教養」を、それぞれ重視していた。しかし、「一般教養」を身につけるためのカリキュラムの曖昧さゆえに、やがて後者は厳しい批判に晒されるようになる。

4. 総合計画委員会（1964年5月1日～1968年5月27日、全35回）

総合計画委員会は大河内一男の下に発足した。議題に上がったのは、「昭和33年に設置された大学制度審議会」で検討された「教養学部のありかた、入学試験、大学院のありかた、研究所のありかた、図書行政等大学の教育研究制度のありかたから評議会、停年制、

総長選挙等内部組織の問題ならびに国際問題研究所、共同利用研究所の運営、学生の厚生補導施設の拡充等の種々の問題⁵²」であり、「継続審議として今日に持ち越したものの」について「必要であれば制度そのものについても審議」される⁵³。大学制度審議会と同様に、「教養学部のありかた」が大きな争点となった。総合計画委員会という名が示すように、東京大学全体を総合大学としてリ・デザインすることが目指される中で、大学制度審議会では不可侵の聖域として教養学部の判断に委ねられていた「一般教育」のあり方までもが、いまやゼロベースでの見直しも辞さないものとして議題化されることになる。

その背景にあったのは、学生数の急増問題であった。そもそも、教養学部は一学年2,000人、駒場キャンパス全体で4,000人程度の学生数を見越して設計されていた。ところが、いまや一学年3,000人、教養学部全体で6,000人もの学生を抱えることになってしまった。駒場キャンパスの教育環境は日に日に劣悪になっていった。教養学部長の阿部秋生が言うように、「教養課程は〔…〕自主的に物事を考え自ら新しい問題に取り組み、それを開発する能力を養う人間形成の場⁵⁴」であるが、そのような教育は「マスプロ教育」によっては実現しえない。したがって、教養学部を本来の理念に従って運営するためには、教養学部の学生数を総数4,000人にまで減らすことが絶対に不可欠であった。

本郷側の反応は芳しくなかった。「ある程度の増加はあるかもしれない」（工学部）、「増すことがあっても減りはしないのではないかと思う」（経済学部）、「医師の養成を主張する方は学部学生増の考え方」（医学部）、「減らすということはいえない」（薬学部）など、学生数を減らす目処は立ちそうにない⁵⁵。阿部は自身の困惑を率直に吐露する。「東大全体の学生数は動かさない。そして大学院を充実するということであつたので、学部学生の方は減るのかと思えたが、それが減らないということであつてみれば、教養学部としては前提が崩れてしまったという感じであり、どうして良いかわからない⁵⁶」。教養学部の要望である「少人数教育」を実現しつつ、本郷側が要求する学生数を満たすためには、もはや「本郷の学部駒場以外から入ってくる途⁵⁷」しかないのではなからうか。

これを実現するため、阿部は教養学部の抜本的な改革を提案していた。駒場にアメリカ・タイプの「リベラルアーツ・アンド・サイエンス方式⁵⁸」を導入するというものだ。つまり、駒場を4年制大学として再編成するわけである。その後、そこから専門を極めた者は、本郷の大学院に進むことになる。「一般教育」と「リベラルアーツ・アンド・サイエンス」の違いは、前者は「専門教育」と対になるのに対して、後者は「職業教育」と対になる、という点にある。一方では、「一般教育」からは、文学部や理学部で扱われるような、理論的な「専門教育」が排除されていたのに対して、それらは「リベラルアーツ・アンド・サイエンス」には含まれる。他方では、法学部や医学部で教えられるような、実践的な「専門教育」は、「一般教育」と同様に、「リベラルアーツ・アンド・サイエンス」からも排除される。

このように、阿部は駒場キャンパスにおけるアメリカ・モデルの徹底を提案する。その

上で、阿部は3つの具体案を提示する。A案は「現在理・育・文（専門課程1学年の学生数計560名）を教養学部の中にとり入れ、現在の教養・基礎2学科の学生120名を合わせ、これを少しふくらませて800名を4年制の教養課程の1学年の学生数としてみたもの⁵⁹」、B案は「現在の理・育・文1学年の学生数の約半分305名に教養・基礎2学科の学生120名を加え、これを多少ふくらませた500名を4年制の教養課程の1学年の学生数としてみたときどうなるかを考えてみたもの⁶⁰」、C案は「A案を前提として4年制と2年制の結びついた教養学部を二つづくる場合を考えてみたもの⁶¹」である。

ここでもまた、アメリカ・モデルに移行するか、ドイツ・モデルを維持するか、という問題が再燃していることがわかる。大学制度審議会では、玉蟲は「新制度にうつるために本郷はどれだけの再編成をしたか⁶²」と本郷諸学部を批判していた。総合計画委員会では、阿部はもはや本郷側に「変われ」と要求することはしない。ただ、教養学部としては「新制大学の理念」を貫徹することを認めてほしいのだ。「リベラルアーツ・アンド・サイエンス方式」の提案は、そのような決意の表れであると言えるだろう。もっとも、もしこれが実現していたとしたら、阿部は駒場から本郷に進む学生のことにも目を配っているとはいえ、駒場と本郷は遅かれ早かれ分裂していたのではなかろうか。

教養学部の提案が却下されると、今度は本郷諸学部の反撃が始まる。医学部の三宅仁は、「一般教育のあり方」に矛先を向ける。「今日の一般教育は、旧制時と異なり専門教育ともっと融合一貫した能率的教育方針を考えるべきではないか⁶³」。より具体的には、「教養学部は語学、数学、物理学、化学の専門学科に直接つながる基礎科目の教育に主力を注ぎ、他の教養課程は4年間に延ばして、他学部教官と協力して行なう⁶⁴」というのだ。いよいよ「聖域なき構造改革」が始まった形になる。教養学部のレゾン・デートルである「一般教養」が教養学部の手から奪われ、全学に分散されることになったからである。こうして議論が「一般教育と専門教育の有機的連携」に収斂しつつあるとき、東大紛争が勃発したのだった。

5. 結びにかえて

窮地に立たされた「一般教養」を擁護したのは、奇しくも駒場の学生たちだった。総合計画委員会での結論は、1970年に開かれた全学臨時カリキュラム委員会に引き継がれたのに対して、学生団体である学生カリキュラム委員会は「専門の一方的つきだし——さらなる教養の形ガイ化・圧殺を許すのか」と批判した⁶⁵。その後、東京大学における「教養学部のあり方」論がいかなる展開を見せたかについては、今後さらなる調査・研究が必要である。とはいえ、本稿では少なくとも次のことを明らかにできたように思われる。すなわち、南原と玉蟲が重視していた「全体を見わたす判断力」を学生に身につけさせるための「一般教養」は、大学制度審議会の「科類改変問題」と総合計画委員会の「学生数の急増問題」を通じて、本郷からの絶えざる圧力に晒され続けた結果、徐々に後景に押しやら

れていったのである。

註

- 1 筒井清忠『日本型「教養」の運命——歴史社会学的考察』岩波書店、1995年。
- 2 竹内洋『教養主義の没落——変わりゆくエリート学生文化』中央公論新社、2003年。
- 3 土持ゲーリー法一『戦後日本の高等教育改革政策——「教養教育」の構築』玉川大学出版部、2006年。
- 4 吉田文『大学と教養教育——戦後日本における模索』岩波書店、2013年。
- 5 吉田『大学と教養教育』24頁。それに対して、筒井のように、文化としての教養主義と制度としての一般教育の間に連続性を認めようとする立場もある。「新制大学設置における『一般教育課程の重視』という形で、むしろ『教養』の尊重は形の上では、制度的にいっそう強化されたのである」。筒井『日本型「教養」の運命』106頁。
- 6 玉蟲文一『一化学者の回想』中央公論社、1978年、152頁。
- 7 荻部直「南原繁と戦後の東大」吉見俊哉・森本祥子編『東大という思想——群像としての近代知』東京大学出版会、2020年、258頁。
- 8 荻部直『移りゆく教養』NTT出版、2007年、171頁。
- 9 館昭『大学改革日本とアメリカ』玉川大学出版部、1997年、52頁。
- 10 館『大学改革日本とアメリカ』2頁。
- 11 玉蟲『一化学者の回想』160頁。
- 12 「新大学制実施準備委員会（一）自昭和二十二年一月至昭和二十三年八月」東京大学文書館、S0021/0035（第一回：1頁）。
- 13 同上。
- 14 土持『戦後日本の高等教育改革政策』148頁。
- 15 荻部「南原繁と戦後の東大」258頁。
- 16 「新大学制実施準備委員会（一）自昭和二十二年一月至昭和二十三年八月」東京大学文書館、S0021/0035（第三回：1頁）。
- 17 「新大学制実施準備委員会（一）自昭和二十二年一月至昭和二十三年八月」東京大学文書館、S0021/0035（第三回：2頁）。
- 18 同上。
- 19 「新大学制実施準備委員会（一）自昭和二十二年一月至昭和二十三年八月」東京大学文書館、S0021/0035（第四回：3頁）。
- 20 同上。
- 21 「新大学制実施準備委員会（一）自昭和二十二年一月至昭和二十三年八月」東京大学文書館、S0021/0035（第四回：3~4頁）。
- 22 「新大学制実施準備委員会（一）自昭和二十二年一月至昭和二十三年八月」東京大学文書館、S0021/0035（第四回：3頁）。
- 23 「新大学制実施準備委員会（一）自昭和二十二年一月至昭和二十三年八月」東京大学文書館、S0021/0035（第四回：4頁）。
- 24 「新大学制実施準備委員会（一）自昭和二十二年一月至昭和二十三年八月」東京大学文書館、S0021/0035（第五回：2頁）。
- 25 「新大学制実施準備委員会（一）自昭和二十二年一月至昭和二十三年八月」東京大学文書館、

- S0021/0035（第六回：2頁）。
- 26 荻部『移りゆく「教養」』172頁。
- 27 玉蟲『一化学者の回想』146頁。
- 28 玉蟲『一化学者の回想』166頁。
- 29 玉蟲『一化学者の回想』158頁。
- 30 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（第一回：3～8頁）。
- 31 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（第一回：3～4頁）。
- 32 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（第一回：4頁）。
- 33 「新大学制実施準備委員会（一）自昭和二十二年一月至昭和二十三年八月」東京大学文書館、S0021/0035（第四回：3頁）。
- 34 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（第三回：1頁）。
- 35 「新大学制実施準備委員会（三）自昭和二十四年四月至昭和二十五年五月」東京大学文書館、S0021/0041（東京大学昭和二十四年度新制第一学年入学者選抜要項：1頁）。
- 36 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（第三回：2頁）。
- 37 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（第四回：2頁）。
- 38 同上。
- 39 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（第四回：3頁）。
- 40 同上。
- 41 「大学制度審議会 第一専門委員会」東京大学文書館、S0021/0049、S0021/0050。本史料には異同が認められる。第15回に関しては、二種類の「第一専門委員会議事要録」が存在することが確認できる。S0021/0049（172頁）によれば、「第十五回」（こちらは「第十六回」という印字が手書きで「第十五回」に修正されている）は「昭和三十六年四月十一日（火）午後三時—五時」に「大講堂北側会議室」で開催されたとあるが、S0021/0050（50頁）を見ると、「第十五回」は「昭和三十四年五月十二日（火）午前十時」から「大講堂南側会議室」で開かれたとある。それぞれの内容を鑑みるに、昭和34年5月12日の方は第15回で、昭和36年4月11日の方は正しくは第16回であるが、誤って第15回と印字されてしまったと考えられる。というのも、昭和34年5月12日の時点では、1959（昭和34）年3月7日に起草された「教養学部の科類別について」で示された「甲案」（文科五類、理科四類）と「乙案」（文科二類、理科三類）のどちらをとるかが問題となっていたが、昭和36年4月11日になると、茅私案（文科三類、理科三類）を採用することについては、すでに合意が得られているからである（なお、茅私案は昭和34年9月22日の第14回大学制度審議会で提出されている）。第18回の第一専門委員会議事要録に関しては、その存在は確認できていない。S0021/0049（212頁）とS0021/0050（52頁）に同じ内容の議事要録が確認できるが、前者は「第十八回」が手書きで「第十七回」に修正されている。第16回が6日前の4月22日に開催されていることを鑑みると、「第十七回」と修正されたものの方が正確であるように思われる。第17回が4月28日に、第19回が5月26日に開催されていることを鑑みると、第18回は5月12日、19日のいずれかに開催されたと推定できる。
- 42 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（教養学部の科類別について：1～2頁）。
- 43 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（教養学部の科類別について：3～4頁）。
- 44 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（第十一回：7頁）。
- 45 同上。
- 46 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047（第十一回：9頁）。

- 47 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047 (第十四回:2頁)。
48 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047 (第十四回:1頁)。
49 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047 (第十四回:1頁)。
50 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047 (第十五回:1頁)。
51 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047 (第三回:11~12頁)。
52 「総合計画委員会」東京大学文書館、S0021/0066 (第1回:2頁)。
53 同上。
54 「総合計画委員会」東京大学文書館、S0021/0066 (第21回:2頁)。
55 「総合計画委員会」東京大学文書館、S0021/0066 (第25回:6~10頁)。
56 「総合計画委員会」東京大学文書館、S0021/0066 (第26回:10頁)。
57 「総合計画委員会」東京大学文書館、S0021/0066 (第26回:4頁)。
58 「総合計画委員会」東京大学文書館、S0021/0066 (第23回:9頁)。
59 「総合計画委員会」東京大学文書館、S0021/0066 (第24回:2~3頁)。
60 「総合計画委員会」東京大学文書館、S0021/0066 (第24回:3頁)。
61 同上。
62 「大学制度審議会」東京大学文書館、S0021/0047 (第二回:3頁)。
63 「総合計画委員会」東京大学文書館、S0021/0066 (第25回:11頁)。
64 同上。
65 「臨時カリキュラム委員会関係資料」東京大学文書館、F0189/S01/0022 (どこまで続く駒場へのつめこみぞ。専門の一方的突き出し——さらなる教養の形ガイ化・圧殺を許すのか)。

(ひらい まさひと 東京大学百五十年史編纂室)